

保護者 様

明和県央高等学校

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法により、出席停止の措置をとることができます。感染予防のため学校長の指示で出席停止となった場合は欠席扱いにはなりません。

他への感染のおそれなくなり登校開始する際には、医師の証明書が必要となります。医師に証明書に記入していただき、担任へ提出してください。

※主な感染症による出席停止期間は概ね以下のとおりです。

主な学校感染症の種類	出席停止期間の基準
インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが出た後5日を経過するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消え2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、または、治療が終了するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
流行性角結膜炎（はやり目）	

※病状により主治医の指示がある場合は、出席停止期間についてこの限りではありません

キ リ ト リ セ ン

治 癒 証 明 書

明和県央高等学校長 様

年 組 氏名

上記の者は、学校感染症の〔 〕のため、出席停止となっておりますが、他への感染のおそれなくなりましたので、登校可能とします。

〈 出席停止期間 〉 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関
医師名

印

◆担任 ⇒ 養教に提出願います。